

随意契約（相手方指定）調書

件名	サンパール荒川大ホール照明卓改修工事	No.5100040
工（納）期	平成24年 9月 5日	
契約締結日	平成24年 6月 7日	
契約金額	1,512,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社 松村電機製作所 東京支店
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

契約審査委員会資料	
経理課契約係	H24. 5. 28

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>サンパール荒川大ホール照明卓改修工事</p>
<p>指名業者(案)</p>	<p>名 称 株式会社 松村電機製作所 東京支店 所在地 台東区池之端 2-7-17 井門池之端ビル 4階 代表者 支店長 吉田 琢雄</p>
<p>特 命 理 由</p>	<p>本件は、サンパール荒川大ホール調光室内に設置されている照明操作卓テンキーボード盤のスイッチ機器類等について、老朽化により動作不良等不具合が発生していることから、改修を行うものである。</p> <p>本件の契約締結請求にあたり主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、サンパール荒川大ホールの竣工にあわせ、本件照明操作卓テンキーボード盤のスイッチ機器類等を設計及び施工を行った業者であり、施工以来一貫して保守点検を行い、本件テンキーボード盤のスイッチ機器類等の構造、機能について熟知していることから、本件についても確実な履行が期待できる。</p> <p>② 本件の履行にあたり、改修に使用するスイッチ機器類の各種部品等については上記業者のみが保有しており、他社での改修は困難である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）</p>